
平成20年第6回大和町議会定例会会議録

平成20年9月10日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝君
教 育 長	堀籠 美子君	産業振興課長	遠藤 幸則君
代表監査委員	三浦 春喜君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり課長	千坂 正志君	上下水道課長	渋谷 久一君
財 政 課 長	千坂 賢一君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二君
税 務 課 長	佐藤 成信君	教育総務課長	瀬戸 善春君
町 民 課 長	瀬戸 啓一君	生涯学習課長	横田 隆雄君
環境生活課長	高橋 完 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	班 長	瀬 戸 正 志
書 記	藤 原 孝 義		

【議事日程第5号】

平成20年9月10日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 平成19年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 平成19年度大和町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 平成19年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 平成19年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 平成19年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 平成19年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 平成19年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 平成19年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 平成19年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 決算特別委員会の設置について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前 9時59分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番松川利充君及び3番伊藤 勝君を指名します。

日程第2「認定第1号 平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」 から

日程第15「認定第14号 平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定に ついて」まで

議長（大須賀 啓君）

日程第2、認定第1号平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第14号平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

おはようございます。

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

認定第2号平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

歳入歳出決算書事項別明細書の 89 ページをお願いいたします。あわせて、主要な施策に関する説明書の 115 ページから 117 ページをご参照願います。

当該国保会計につきましては、国民健康保険制度に基づきます医療運営に関する業務が大半でございます。病気医療費、高額医療費、葬祭費、出産育児一時金等が主な業務でございます。

それでは、89 ページの歳入でございます。

1 款国民健康保険税 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税でございます。

この 1 目、2 目に関しましては、国民健康保険税でございます。国保税総額の収納率につきましては、平成 19 年度の現年度分としまして 87.4%、滞納繰越分としまして 14.7% ございました。

次のページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目督促手数料でございます。

これにつきましては、督促手数料の費用でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等国庫負担金でございます。

療養給付費の支給に係る国からの定率の負担金でございます。調定どおりの収入となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金でございます。

高額医療に要しました費用を緩和するための助成金、国からの負担金でございます。調定どおりの収入でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金、2 目総務費国庫補助金でございます。1 目につきましては、国からの交付金でございます。調定どおりの収入でございます。2 目につきましては、長寿医療制度、後期高齢者医療制度電算システム開発費に要しました国からの補助金でございます。調定どおりの収入でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、退職者医療費に要する交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金より交付金されたものでございます。調定どおりの収入でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款県支出金 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金でございます。

高額医療に充当するための県からの負担金でございます。医療費の拠出金の 4 分の 1 相当額について交付されたものでございまして、調定どおりの収入でございます。

2 項県補助金 1 目調整交付金につきましては、療養給付費の 6 % 相当額につきまして県より交付されたものでございまして、調定どおりの収入でございます。

6 款共同事業交付金でございます。1 項 1 目高額医療費共同事業交付金につきましては、医療のレセプト 1 件が月 80 万円を超える高額医療に対する国保連合会からの交付金でございます。調定どおりの収入でございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、レセプト 1 件当たり月 30 万円を超える部分に対しまして定率に交付された交付金でございます。調定どおりの収入となっております。

7 款財産収入から 10 款諸収入につきましては、すべて調定どおりの収入でございます。

96 ページの歳出をお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、7 節賃金につきましては、医療レセプト点検整理に要しました事務補助賃金でございます。12 節につきましては、主に高額療養費支給事務のための通信費用等でございます。13 節につきましては、国保連合会の電算共同処理システム並びに後期高齢者医療制度の創設に伴いますシステム開発等について委託をしたものでございます。

2 目団体負担金につきましては、宮城県国保連合会への負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費 11 節につきましては、国保税の納税通知書等の印刷代金等でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項運営協議会費 1 目運営協議会費につきましては、国保運営協議会 3 回並びに国保運営委員 9 名に対しまして報酬並びに費用弁償等、研修会等の

費用でございます。

4項1目趣旨普及費につきましては、11節国保制度の改正等に伴いますパンフレット等の印刷代等でございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、1目、2目とも医療保険者の負担につきまして、町などの保険負担の国保連合会に支払った負担金でございます。

次のページお願いいたします。

3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費につきましては、コルセット、はり・きゅう等医療装具費用に要しました保険者負担分につきましての支払い分でございます。

5目審査手数料につきましては、医療診療報酬の明細の審査につきまして国保連合会へ委託しました委託料でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費につきましては、高額療養費につきまして給付を行ったものでございまして1,650件分でございます。

3項葬祭費1目葬祭費につきましては、葬祭費用135件分の費用でございます。

次のページお願いいたします。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金につきましては、出産一時金としまして43件分の費用でございます。

3款老人保健拠出金1項1目老人保健医療費拠出金、2目老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健制度に係る医療費及び事務費につきまして、保険者負担分について支払基金に納付したものでございます。

4款介護納付金1項1目介護納付金につきましては、診療報酬の支払基金に納付しました介護事業運営のための納付金でございます。

5款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、3目その他共同事業事務費拠出金につきましては、1目、2目、3目とも国保連合会への支払拠出金でございまして、国保財政の安定を目的に各市町村が医療実績に基づき支払いました拠出金でございます。

次のページお願いします。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費でございます。7節賃金につきましては、レセプト点検確認事務の賃金でございます。8節につきましては、年間病気にかからなかった世帯、無病世帯95世帯に対します記念品並びに70歳以上の健康優良者53名に対します記念品、あわせまして健康教室の講師謝礼等でございます。11節につきましては、ウォーキングマップ印刷代等でございます。12節につきましては、医療費の通信郵送料等、13節につきましては、医療費通知電算処理を国保連合会に委託している部分につきましてはの委託料でございます。28節につきましては、一般会計への繰出金でございます。集団健診、基本健診、がん検診、脳ドック等国保会計から町の会計の方へ検診をお願いした分につきましてはの費用相当分の繰出金でございます。

7款基金積立金1項1目財政調整基金積立金につきましては、利子相当分の積み立てでございます。年度末に基金へ繰り入れしたものでございます。現段階での基金の残高につきましては、国保基金は3億2,078万円でございます。

次のページ、9款諸支出金1項1目、2目、3目、4目、5目、これらにつきましては、すべて税の還付金並びに医療給付費の精算によります返還金、償還金でございます。

104ページをお願いいたします。

国保会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億8,445万2,000円、歳出総額21億3,533万8,000円、歳入歳出差引額4,911万4,000円、実質収支額4,911万4,000円。実質収支額のうち基金へ繰り入れしました額が4,000万円でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

議案書は42ページをお願いいたします。

認定第3号、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定に付すものでございます。

決算書につきましては109ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、収入済額1億9,332万8,210円となりまして、調定対比94.6%、収入未済額は滞納繰越を含め846万4,020円でございます。

2款2項1目介護予防手数料でございますが、ホームヘルパー派遣手数料、生活援助事業利用者負担でございます。

110ページでございます。

3款1項1目介護保険給付費でございますが、介護給付費の20%相当分の現年度国庫負担金でございます。

それから、2項1目調整交付金につきましては、原則といたしまして給付費の5%でございますが、平成19年度におきましては6.3%の交付となっております。

それから、2目、3目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分と包括的支援事業の任意事業に係る交付金でございます。

111ページをお願いいたします。

4目事業費補助金でございますが、介護保険システム改修業務についての補助金でございますが、平成18年度からの繰越分も含んでございます。

それから、4款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の31%分の社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。

2目につきましては、地域支援事業にかかわります、同じく支払基金からの交付金でございます。

それから、5款1項1目介護給付費負担金でございますが、介護給付費の12.5%相当分の県からの負担金でございます。

112ページの3項1目及び2目につきましては、地域支援事業の介護予防事業と包括的支援事業の任意事業に係る補助金でございます。

113ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金の1節につきましては、介護給付費の12.5%の法定ルール分の繰り入れ、それから2節につきましては、職員7名分の給与費等の繰り入れ、3節、4節につきましては、地域支援事業の介護予防事業分と包括的支援事業の任意事業に係る繰り入れでございます。

8款繰越金につきましては、前年度よりの繰越金でございます。

114ページでございます。

9款2項1目につきましては、歳計現金の利子でございます。

115ページでございますが、3項4目雑入でございますが、任意事業といたしましての給食サービス利用者負担金でございます。

次に、116ページの歳出でございます。

なお、説明書につきましては118ページを参照願いたいと思います。

歳出の1款1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業に要しました費用などがございます。

11節につきましては、コピー、物品購入、予算・決算書印刷費用などがございます。12節介護保険プログラム保守手数料、機器の保守手数料でございます。13節につきましては、平成19年度介護システム改修費及び平成18年度からの繰り越しております介護保険システム改修業務の費用でございます。14節ですが、介護事務処理システムの借上料でございます。25節につきましては、利子分を財政調整基金へ積み立てをしたものでございます。

それから、2項徴収費1目賦課徴収費11節及び12節でございますが、介護保険の賦課徴収に要した費用でございます。

それから、3項1目認定調査等費でございますが、117ページの8節でございます。

認定調査員5名の報償費でございます。11節につきましては、公用車2台の車検、燃料費等でございます。12節につきましては、主治医の意見手数料ほか電話、郵便料金でございます。それから19節ですが、介護認定審査会運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。負担割合は均等割25%、実績割が75%となっております。

それから、4項1目1節、9節でございますが、これにつきましては、介護保険運営委員会に要した費用でございます。

それから、2款保険給付費につきましては、それぞれ介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

1項1目19節でございますが、訪問、通所、短期入所サービス等居宅介護給付費、住宅改修費、福祉用具購入に係る給付費でございます。

2目19節、118ページになりますが、これにつきましては、老人福祉施設、老人保健施設、介護施設、計1,403件分の給付費でございます。

それから、3目19節につきましては、ケアプラン作成に伴う負担金でございます。

4目19節ですが、地域密着型介護サービスとしてのグループホームやデイサービスに対する給付費でございます。

それから、2項1目12節でございますが、1万6,825件分の介護給付費審査手数料でございます。

それから、3項1目19節でございますが、1,136件分の高額介護サービス等の給付費でございます。

119ページをお願いします。

4項1目でございますが、これの19節ですが、これにつきましては1,403件の特定入所者生活介護給付費でございます。

それから、5項1目19節、それから3目介護予防サービス計画給付等費につきましては、この19節、120ページになりますが、それぞれ要支援1・2の方に対する介護予防サービス計画等の給付でございます。

3款1項1目19節につきましては、県財政安定化基金への拠出金でございます。

4款1項1目23節につきましては、第1号被保険者への還付でございます。

3目23節でございますが、平成18年度の介護給付費の精算、それから地域支援事業交付金の事業確定による返還金でございます。

121ページでございます。

5款地域支援事業につきましては、要支援、要介護状態になる前からの

介護予防を推進しようとし設けられたものでございます。

1項1目8節でございます。これにつきましては、介護教室時の謝礼、13節につきましては、地域支援事業におきます介護予防業務、それから運動機能向上業務の委託でございます。

2目につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防普及啓発事業、介護予防支援事業に要した費用でございます。

7節でございますが、健康貯筋友の会での看護師の賃金、8節につきましては、生き生きサロンなどへの介護予防出前講座の医師とか栄養士、運動指導者への謝礼でございます。13節につきましては、生活管理指導短期宿泊事業の委託でございます。

122ページでございますが、2項1目でございますが、地域包括センターの人件費、システム保守料、機器の借りに要した費用でございます。

それから、2目相談事業費でございますが、独居老人の定期的な実態把握に要した費用でございます。

それから、3目につきましては、高齢者虐待防止啓発用に要した費用でございます。

それから、4目につきましては、ケアマネ、スタッフの研修会に要した費用でございます。

123ページをお願いします。

この中の5目でございますが、5目につきましては、配食サービス事業に要した費用でございます。福祉協議会に委託してございます。

124ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億8,223万9,000円、歳出総額10億5,711万2,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,512万7,000円となっております。地方自治法第233条の2の規定によります基金への積み立てにつきましては1,256万4,000円としてございます。

次に、議案書につきましては43ページをお願いいたします。

認定第4号でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけまし

て、議会の認定に付すものでございます。

決算書につきましては127ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目1節介護予防サービス計画費等収入でございますが、介護予防プラン作成に係る収入でございます。

2款につきましては、財政調整基金の利子の収入でございます。

3款につきましては、前年度からの繰越金でございます。

128ページの中の4款2項2目雑入につきましては、グループホームすずらんへの土地貸付料を運営法人からの負担金として収入したものでございます。

次に、129ページの歳出をお願いいたします。

説明書につきましては125ページに記載してございます。

歳出の1款1項1目11節でございますが、予算・決算書の印刷代、それから19節につきましては、家族の会県支部への負担金でございます。

25節につきましては、財政調整基金への積み立てでございます。

それから、2款1項1目12節はすずらん建物災害の共済費、14節につきましては、すずらんにかかります土地借上料でございます。

それから、2項1目11節でございますけれども、コピー代などの支出でございます。12節につきましては、郵便料金等でございます。

130ページでございますけれども、13節につきましては、指定介護予防支援業務に要した費用でございます。

次の131ページの実質収支に関する調書の方をお願いいたします。

歳入総額467万5,000円、歳出総額409万5,000円、歳入歳出差引額、それから実質収支額ともに58万円となっております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の44ページになります。

認定第5号でございます。

こちらは前議案同様、平成19年度大和町宮床財産区特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

事項別明細書は134ページになります。

なお、成果に関する説明書については126ページに記載いたしてございます。

歳入でございますが、1款1項1目総務費県補助金につきましては、直営林高山地内にあります直営林の間伐に要します森林育成事業の補助金収入でございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかに貸し付けを行いました貸付料収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子収入でございます。

2項財産売払収入の不動産売払収入につきましては、リサーチパークの関連用地といたしまして18万6,000平方メートル、18.6ヘクタールを売却した収入7億9,000万円余、それから山田松倉鉦泉線の整備に伴いまして代替地としてお譲りをした89万2,000円の合計収入でございます。2節立木売払収入につきましては、リサーチ関連での立木の補償費76万6,000円余、それから電源開発の立木伐採補償といたしまして2万7,000円ほどの収入合計でございます。

繰入金につきましては、財源調整のための財産造成基金からの繰入金、繰越金は前年度からの繰り越し、諸収入の緑資源機構支出金につきましては、緑資源での分収造林地の除伐に要しました高山地内の4ヘクタール分の収入でございます。

預金利子は歳計現金利子でございます。

137ページの歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、管理会の運営経費に要したもので、1節報酬につきましては、委員7名分、なお、ほかの財産区も同様でございますが、端数ついておりますのは、平成19年5月に委員さんの改選がございましたので、日割り計算をさせていただいたところから端数分少なくなっている状況がございます。

2款1項1目一般管理費ですが、こちらは管理会の事務運営分で、4節

共済費につきましては、7節の業務員、嘱託員の部分の労働保険でございます。賃金につきましては、業務員1名、嘱託員1名に要した経費。11節需用費につきましては、作業服、長靴等の消耗品購入に予算書、決算書の印刷代。役務費は会議開催通知の切手代。

2目財産管理費につきましては、7節賃金につきましては、財産区有林の巡視員2名に対する賃金でございます。11節需用費につきましては、リサーチ関係で代替用地を取得いたしました。が、契約書に張りつけます印紙代でございます。12節役務費は森林保険の更新期に該当した部分の保険料。13節につきましては、直営造林地の作業道設置に係ります費用でございます。並びに財産区有地部分に該当しますところの側溝の修繕費用、作業道等の側溝の修繕費用もあわせて行っております。これは工事請負費でございます。委託料の部分については間伐でございます。

138ページになります。

17節公有財産購入費につきましては、リサーチで処分をいたしました土地にかわります土地として代替地、実測面積で約14.5ヘクタールを三菱地所から購入した経費3億9,000万円余でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町林業地域振興協議会ほか2団体への負担金でございます。22節の補償補填及び賠償金につきましては、リサーチの代替用地取得に係ります立木補償費分でございます。山田松倉鉱泉線に係りますあの代替地として処分をいたしました分の2分の1につきまして、生産森林組合の地上権抹消補償分44万6,000円を含んでございます。積立金につきましては、財産造成基金への積立金。

3目緑資源機構分収造林管理費につきましては、造林地の管理経費でございますが、旅費については、当該年度の造林打ち合わせに要しました費用。それから13節委託料につきましては、高山地内の平成7年に植栽いたしました部分の除伐を行った経費でございます。

諸費につきましては、19節は財産区連絡協議会への負担金。28節につきましては説明資料の方の126ページにも記載してございますが、一般会計を経由いたしまして地域振興のために繰り出したものでございます。

なお、平成19年度末財産区の基金残高につきましては6億3,767

万1,000円となっております。

139ページの実質収支調書でございますが、歳入総額8億5,257万7,000円、歳出総額8億5,069万5,000円、差引額188万2,000円、繰り越しはなしで、実質収支額188万2,000円となっております。

次に、議案書の45ページ、認定第6号でございますが、こちらも前段同様、平成19年度吉田財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

事項別明細書につきましては142ページ、説明書については127ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

まず、142ページ、歳入でございますが、1款1項1目総務費県補助金につきましては、宮床と同様に平成8年植栽の升沢檀ノ下部分の除間伐に要します森林育成事業の補助金収入でございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会並びに東北電力への電柱等の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金については基金の利子。

2項財産売払収入につきましては、土地についてはございませんで、2節立木売払収入につきましては、升沢部分林におきます分収造林の分収金収入でございます。2割部分の収入計上でございます。8割は部分林組合の収入という内容になってございます。

3款繰入金については、財源調整のための基金からの繰り入れ。

4款繰越金については、前年度からのもの。

5款諸収入でございますが、1項1目緑資源機構支出金につきましては、檀ノ下地内の昭和63年植栽の分収造林契約地の除伐に要します費用収入でございます。

2項預金利子は歳計現金利子でございます。

145ページ、歳出になります。

1款1項1目管理会費につきましては、宮床と同様に管理会の運営に要した経費でございます。報酬の端数につきましても前段お話しした内容のとおりでございます。

2款1項1目一般管理費の共済費につきましては、これも嘱託職員の労

働保険分、賃金につきましては、嘱託員1名の費用。11節需用費につきましては、作業服、あるいは予算書・決算書の印刷経費。役務費は会議開催通信切手代。

2目財産管理費につきましては、12節役務費は昭和55年、56年植栽した部分の森林の森林保険。それから13節委託料につきましては、直営造林地、檀ノ下地内の除伐に要しました経費でございます。

146ページになります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮床同様大和町林業地域振興協議会ほか2団体への負担金でございます。

3目緑資源機構分収造林管理費につきましては、12節役務費につきまして、森林保険でございます。昭和62年植栽のものに対するものですが、こちらは分収造林地なので、造林者が行うという部分があるのかもしれませんが、協定等によりまして、植栽後21年経過した以降については直接納付しなければならないという内容になっているようでございますので、こちら持ち出し部分での保険料となっております。13節委託料につきましては、檀ノ下地内の除伐に要しました経費。

4目諸費につきましては、19節は財産区連絡協議会への負担金。28節につきましては、説明資料の方にも記載してございますが、地域振興協議会ほかへ地区の振興に要する経費として一般会計へ繰り出したものでございます。

なお、平成19年度末基金残高は857万円となっております。

147ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額503万8,000円、歳出総額457万2,000円、差引額46万6,000円、実質収支額も同様の46万6,000円となっております。

では、議案書の46ページの認定第7号でございますが、こちらも前段同様、平成19年度落合財産区特別会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

説明資料150ページになります。

1款1項1目財産貸付収入でございますが、こちらは相川地区、報恩寺地区、松坂地区へそれぞれ貸し付けを行った収入並びにN T Tへの貸付収

入の合計額でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金からの利子計上でございます。

財産売払に関する部分については、科目設定のみで収入はございませんでした。

繰入金につきましては、財源調整のための造成基金からの繰入金。

繰越金は前年度からのもの。

預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

152ページになります。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、他の2財産区と同様に管理会運営に要する経費になってございます。

2款1項1目一般管理費につきましてはの11節需用費は作業服の購入、予算書・決算書の印刷。12節は連絡用切手代。

2目財産管理費19節につきましては、山火事防止推進協議会への負担金。

3目諸費につきましては、19節は財産区連絡協議会への負担金。28節につきましては、地域振興のために一般会計を經由して、地域振興補助金としての対応としての繰り出したものでございます。詳細については説明資料の128ページに記載してございます。

落合財産区の平成19年度末基金の残高は3億3,141万7,000円となっております。

154ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額689万1,000円、歳出総額622万円、差引額67万1,000円、繰り越しはなく、実質収支も同様の67万1,000円となっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

それでは、議案書の47ページであります。

認定第8号平成19年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

明細書の157ページであります。

あわせて主要な施策説明書129ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入であります。1款1項1目利子及び配当金につきましては、基金からの利子収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための一般会計からの繰り入れであります。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次のページであります。5款2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金償還金でございます。57名分からの収入であります。

なお、収入未済額64万6,000円でございますが、9名分でありまして、引き続き償還に向けた督促等に努力いたしてまいりたいと思っております。

次に、159ページであります。歳出でございます。

1款1項1目事業費21節貸付金につきましては、高校生11名、大学生25名に対する奨学金の貸し付けを行ったものでございます。

2目事務費につきましては、奨学事業審議会2回の開催に要した費用でございます。

160ページの実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額827万4,000円、2の歳出総額796万7,000円で、3の差引額及び5の実質収支額ともに30万7,000円となったものであります。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の４８ページお願いいたします。

認定第９号平成１９年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成１９年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

事項別明細書の１６３ページをお願いするとともに、主要な施策に関する説明書の１３０ページをあわせてご参照をお願いいたします。

当該会計につきましては、７５歳以上、障害認定を受けた方につきましては６５歳以上の方々への医療費負担業務を行ったものでございます。

１６３ページ、歳入でございます。

１款支払基金交付金１項１目医療費交付金につきましては、医療費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます、調定どおりの収入でございます。

２目審査支払手数料交付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金よりの審査手数料に係る交付金でございます。調定どおりの収入となっております。

２款国庫支出金１項１目医療費国庫負担金につきましては、老人保健医療費に係る国からの定率の負担金でございます、調定どおりの収入でございます。

次のページ、３款県支出金１項１目医療費県負担金でございます。

老人保健医療費に係ります県からの定率の負担金でございます、調定どおりの収入でございます。

４款繰入金１項１目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

５款繰越金１項１目につきましては、平成１８年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

６款諸収入２項町預金利子１目町預金利子でございますけれども、当該会計の預金利子でございます。

3 項雑入 1 目第三者納付金につきましては、交通事故を起こしました、起きました 2 人分からの公費立てかえ相当分の納付金でございます。

2 目返納金につきましては、医療費の錯誤、誤りによります精算に基づきまして、医療機関からの返還金でございます。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 1 1 節につきましては、庁用の消耗品、パンフレット、コピー代等でございます。1 2 節につきましては、医療費支給分に係ります郵送手数料等でございます。1 3 節につきましては、医療費の通知、受給者の確認等について国保連合会へ電算処理を委託したものでございます。

2 款医療諸費 1 項 1 目医療給付費につきましては、保険者の医療費負担分について支出したものでございます。

2 目医療支給費につきましては、保険者への医療の器具、装具、コルセット、マッサージ等、医療総務費等の支出を行ったものでございます。

3 目高額療養費につきましては、限度額を超えました保険者への高額療養費相当部分について支払いを行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目審査支払手数料でございます。

社会保険診療報酬支払基金並びに国保連合会への医療審査支払手数料を委託したものでございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目償還金につきましては、平成 1 8 年度医療実績に基づきまして支払基金への返還金、償還金でございます。

2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、平成 1 8 年度実績確定によります一般会計へ戻し入れした分でございます。

次のページをお願いいたします。

老人保健会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 9 億 3, 7 7 5 万 3, 0 0 0 円、歳出総額 1 9 億 2, 4 1 5 万 1, 0 0 0 円、歳入歳出差引額 1, 3 6 0 万 2, 0 0 0 円、実質収支額 同じく 1, 3 6 0 万 2, 0 0 0 円でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

それでは、議案書の49ページをお願いいたします。

認定第10号平成19年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の171ページ、実施の概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書131ページ以降についてご報告しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

下水道事業につきましては、公共用水等の向上、さらには公衆衛生の活動、下水施設の整備でございます。

事項別明細書の171ページ、1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金でございます。

1節公共下水道費受益者負担金につきましては、現年度分収入済額541万5,090円で、収納率は87.9%となっております。2節滞納繰越分につきましては、収納率4.2%、9万5,670円でございます。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、現年度分につきましては、収入済額2億13万7,556円で、収納率が99%でございます。

2目滞納繰越分につきましては、収入済額254万9,851円で、収納率は46.4%となっております。

2項手数料は調定どおりの収入となっております。

172ページになります。

3款国庫支出金1項1目下水道国庫補助金につきましては、事業費の2分の1の補助となっておりますが、リサーチ関係地区の繰り越し事業に係る1,785万円が収入未済となっております。

4款繰入金から173ページの7款町債までにつきましては、調定どおりの収入となっております。

次に、歳出でございます。

174ページです。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、施設の維持管理に要したものであります。

主なものといたしまして、11節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などがございます。12節役務費につきましては、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び汚水管等の清掃手数料でございます。13節につきましては、料金調定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点8カ所と特定事業所22カ所の水質検査委託、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものでございます。

19節負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金と仙台市下水道管理負担金が主なものでございます。補助金につきましては、水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金253件分でございます。27節につきましては、消費税であります。

次に、2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独の事業分のほか、流域下水道等への建設負担金が主なものであります。

175ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、事務費補助の補助員の賃金、13節委託料につきましては、一部繰り越しとなっておりますが、リサーチパーク関連事業の測量設計業務委託に要したものでございます。14節は積算システムの借上料、15節工事請負費につきましては、補助事業分としてリサーチパーク関連事業が一部繰り越しとなっておりますが、マンホールポンプ等5基の設置及び汚水管6件、延長1,996メートルの

整備に要した費用でございます。町の単独事業といたしましてはマンホール6基の設置、污水管の整備7件、延長977メートル、管渠整備工事を行ったものでございます。19節につきましては、吉田川流域下水道と仙台市に対する建設負担金であります。

2款公債費につきましては、1項1目元金44件の償還、利子につきましては51件の支払いでございます。

なお、平成19年度末の借り入れ残高、これにつきましては、前年度より2億4,735万8,000円減の62億5,497万円となっております。

176ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額11億6,320万3,000円、歳出総額11億5,131万5,000円、歳入歳出差引1,188万8,000円。翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、明許繰越額として115万円、これによりまして、実質収支は1,073万8,000円であります。以上でございます。

次に、議案書の50ページをお願いいたします。

認定第11号平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の179ページをお願いいたします。

なお、実施概要につきましては、説明書の133ページに記載し、報告しておりますので、あわせてご参照を願います。

決算書 179ページの事項別明細書でございます。

初めに歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、山田地区、中野、新小路、向原地区の受益者215名分の分担金でございます。

1節現年分につきましては、収入済額2,145万200円、収納率は92%となっております。滞納繰越分の収納率につきましては38%となっております。

2款使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料でございます。

現年分につきましては、収入済額523万532円で、収納率は97.3%となっております。2節滞納繰越分の収納率につきましては100%でございます。

次に、180ページでございます。

3款県支出金1項1目農業集落排水事業県補助金につきましては、舗装復旧工事に対する2分の1の補助でございます。

4款繰入金につきましては、財源調整のため一般会計からの繰り入れでございます。

5款繰越金につきましては、前年度から繰り越したものでございます。

181ページでございます。

6款諸収入につきましては、消費税の還付金でございます。雑入でございます。

次に、歳出でございます。

182ページになります。

1款農業集落排水事業1項1目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンター運営管理費及びマンホールポンプの維持管理に要した経費であります。

主なものといたしまして、11節需用費につきましては、クリーンセンター、それからマンホールポンプの電気料、消耗品代などでございます。13節につきましては、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務の委託料でございます。19節補助金につきましては、水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金でございます。

2款でございます。

農業集落排水事業1項1目建設費でございます。

これにつきましては、補助事業、町単独事業として合併施工による舗装復旧工事を実施したものでございます。

13節委託料につきましては、実施設計業務委託でございます。15節工事請負費につきましては、補助単独の合併施工により6,815平方メートルの舗装復旧を実施したものでございます。

183ページです。

2款公債費につきましては、公営企業金融公庫等の元金3件の償還及び利子10件の支払い分でございます。

なお、平成19年度末の本特別会計の借り入れ残高は7億3,933万4,000円となっております。

184ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,330万2,000円、歳出総額6,121万円、歳入歳出差引209万2,000円、翌年度へ繰り越し等の財源はございませんので、実質収支ともに209万2,000円であります。以上でございます。

次に、議案書の51ページをお願いいたします。

認定第12号平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の187ページからとなります。

説明書の方は134ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いします。

187ページの事項別明細書でございます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新設置分74基、移行分28基の合計102基の設置者分担金でございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、設置及び管理移行、これまでの合計220基に係る使用料収入でございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、74基の新規整備費に対する補助金でございます。

188ページです。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための繰り入れであります。

5款繰越金は前年度よりのものでございます。

6款諸収入1項雑入につきましては、消費税の還付金であります。

189ページです。お願いします。

7款町債でございます。

1項1目下水道債につきましては、事業執行に要した財源の確保を図ったものでございます。

190ページの歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、管理浄化槽220基の維持管理に要したものでございますが、主なものといたしまして、11節は修繕費等でございます。12節は浄化槽の法定検査手数料、13節につきましては、保守点検業務委託料となっております。次に、19節補助金につきましては、水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金でございます。負担金につきましては、県合併処理浄化槽普

及促進協議会ほか1団体に係るものでございます。

2項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽の設置に要した費用であります。主なものといたしまして、191ページになります。

15節工事請負費につきましては、浄化槽74基の設置工事に要した費用でございます。

2款1項公債費につきましては、財務省財政融資資金1件の利子支払い分でございます。

なお、平成19年度末の本会計の借り入れ残高は5,630万円となっております。

192ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9,676万5,000円、歳出総額9,625万8,000円、歳入歳出差引50万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額50万7,000円となっております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の52ページ、認定第13号平成19年度土地取得特別会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

決算書の195ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目利子及び配当金につきましては、土地基金の利子収入でございます。

2款繰越金については、前年度からのもの。

3款諸収入の預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

歳出の諸費につきましては、需用費につきましては、予算書・決算書の印刷経費となっております。

197ページになります。

歳入総額は12万7,000円、歳出総額6,000円、差引額、実質収支額とも12万1,000円となっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長 洪谷久一君。

上下水道課長（洪谷久一君）

議案書の53ページをお願いいたします。

認定第14号平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものであります。

本年度の水道事業につきましては、決算書の198ページの決算報告及び施策の成果に関する説明書136ページ以降で記載いたしましてご報告いたしておりますので、あわせてご参照をお願いします。

まず、給水状況等につきましては、本年度給水戸数7,982戸となっております。前年度より213戸増加している状況でございます。

それでは、安定給水のための事業の内容等につきましてご説明を申し上げます。

198ページからの決算報告書でございます。

収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入でございます。

1款水道事業収益につきましては、決算額8億4,472万7,195円となっております。前年度対比で4.5%の増となっております。

この内訳となりますが、1項営業収益につきましては、6億5,291万9,018円となります。前年対比で5.2%の増でございます。

2項営業外収益につきましては、1億9,180万8,177円で、これは前年対比で2.7%の増となっております。これら、これ以降もでございますけれども、いずれも消費税込みの決算でございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用につきましては、決算額8億1,976万782円となっております。前年対比2.8%の増でございます。

内訳でございますが、1項営業費用につきましては、7億5,794万2,522円となり、前年対比3.6%の増でございます。

2項営業外費用でございますが、5,470万8,295円で、前年の82.5%

にとどまっております。

次に、3項特別損失710万9,965円につきましては、昨年11月の大規模漏水事故の修繕費用の計上でございます。

以上の結果、収入支出差引2,496万6,413円の黒字決算となっております。

次に、199ページの資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入につきましては、決算額6,897万9,950円で、前年の42.4%にとどまっております。

このうち、1項企業債につきましては、3,810万円で、前年対比83.2%の増となっております。

2項出資金につきましては、2,306万1,000円で、前年の71.3%にとどまっております。

3項補助金につきましては、738万円で、前年の37.4%にとどまっております。第6次拡張事業の最終ということでございました。

4項負担金につきましては43万8,950円で、前年度の0.5%にとどまっております。

次に、支出です。

1款資本的支出につきましては、決算額2億3,958万3,871円で、前年の91.9%になっております。

このうち、1項建設改良費につきましては、1億698万2,217円で、前年の69.4%。

2項企業債償還金につきましては、1億3,166万1,654円で、前年対比24.3%の増でございます。

3項国庫補助金返還金94万円につきましては、消費税相当分を国へ返還するものでございます。

以上の収支によりまして、資本的収支額が資本的支出額に不足する1億7,060万3,921円、これにつきましては、過年度損益勘定留保資金1億6,027万1,145円、建設改良積立金600万円、消費税資本的収支調整額433万2,776円をもって補てんいたすものでございます。

次に、200ページの損益計算書でございます。

消費税抜きの金額となりますが、まず1の営業収益につきましては、6億2,25

4万7,992円で、2の営業費用は7億3,198万6,510円となりまして、営業損失でございますが、1億943万8,518円となっております。

次に、3の営業外収益でございます。

他会計補助金、開発負担金が主なものでございまして、1億8,788万9,052円。

次に、4の営業外費用でございます。

営業外費用につきましては、支払い利息が主なものでございまして、5,466万9,288円となり、経常利益につきましては、2,378万1,246円となっております。

次に、5の特別損失でございますが、これにつきましては、漏水事故修繕による臨時損失の計上をいたしたものでございます。

以上によりまして、当年度純利益、これにつきましては1,698万8,622円となりまして、繰越利益剰余金1万8,515円を合わせました当年度未処分利益剰余金は1,700万7,137円ということになりました。

次に、201ページの剰余金計算書でございます。

剰余金計算書の利益剰余金の部でございますが、1の減債積立金は前年度50万円の繰り入れがございまして、年度末180万円となっております。

利益積立金につきましては、前年度800万円の繰り入れを行いましたので、年度末残高は1,602万7,928円となっております。

3の建設改良積立金、当年度処分額が600万円でございますので、年度末残高につきましては1,000万円となりまして、これの1、2、3の積立金総合計につきましては2,782万7,928円となっております。

次に、未処分利益剰余金でございます。

前年度利益剰余金処分額として減債積立金、利益積立金、合計で850万円の処分済みでございますので、繰越剰余金の年度末残高は1万8,515円でございます。このことによりまして、当年度純利益と合わせた当年度末未処分利益剰余金は1,700万7,137円ということになっております。

次に、資本剰余金の部でございます。

1の国庫補助金につきましては、当年度発生が738万円でございます。処分額につきましては、返還金分94万円で、当年度末残高は11億4,708万5,335円でございます。

2の受贈財産評価額につきましては、当年度発生額、これは南富吉土地区画整理組合等からの資産受贈でございます。1億9,092万5,140円がございましたので、年度末が増加しまして残高が8億6,261万4,558円でございます。

次に、3の負担金であります。

当年度発生額は43万8,950円となっておりますので、年度末残高は合計で8億3,560万5,613円となっております。

その他資本剰余金につきましては、増減なしで81万5,000円。

翌年度繰越資本剰余金につきましては、28億4,612万506円となっております。

202ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。

当年度未処分利益剰余金につきましては、1,700万7,137円となっております。

次に、利益剰余金処分別であります。このうち減債積立金に100万円、利益積立金に600万円、建設改良積立金に1,000万円を処分するものとし、合計1,700万円を処分し、翌年度繰越利益剰余金を7,137円といたすものでございます。

次に、貸借対照表でございます。

貸借対照表 203ページでございます。

資産の部でございますが、1の固定資産です。

有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などでありましたが、建設仮勘定の5億8,500万円ほどを含めまして、合計で57億4,563万8,058円となっております。

無形固定資産は、電話加入権、ダム使用権で88万1,392円となり、固定資産合計で57億4,651万9,450円となっております。

次に、流動資産でございますが、現金・預金、未収金などがございますが、合計5億2,738万5,238円となっております。資産の合計は62億7,390万4,688円となっております。

次に、負債の部でございます。

固定負債はございません。流動負債でございますが、未払金その他でございます。合計1億660万2,984円でございます。負債の合計も同額となっております。

す。

資本の部でございます。

資本金は固有資本金、組入資本金などの自己資本金と、企業債でございます借入資本金とがあります。合計で32億7,634万6,133円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などで、合計28億4,612万506円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益の合計で28億9,095万5,571円となりまして、資本の合計は61億6,730万1,704円、負債資本の合計は62億7,390万4,688円となっております。

次に、204ページをお願いいたします。

収益費用の明細でございます。

1款水道事業収益2項1目給水収益からでございます。

給水収益につきましては、水道料金とメーター使用料を合わせて5億5,077万6,623円、前年対比1.5%の増でございます。

2目受託工事費につきましては、町道改良、下水道の事業によります受託でございまして、前年対比84.2%の増の1,064万8,424円でございます。

3目加入金につきましては、吉岡南、杜の丘地区などの新規加入増によりまして4,187万円で、前年対比61.4%増となっております。

4目その他営業収益につきましては、材売収益といたしましてコードカバー、分水サドルの売却代でございます。手数料につきましては、設計審査手数料、回線手数料などがございます。次の雑収益につきましては、下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などがございます。

2項営業外収益でございます。

1目他会計補助金につきましては、一般会計補助金で、高料金対策、簡易水道に対するものの補助でございまして、前年対比10.5%の増となっております。

2目は預金利子でございます。

3目開発負担金につきましては、大和インター及び南富吉区画整理組合、民間アパートなどからの負担金の計上でございます。

4目雑収益につきましては、第三者による施設破損に伴う損害請求額の計上でございます。

以上、収益合計が8億1,043万7,044円でございます。

次に、205ページとなります。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費の主なものでございます。

1節から3節につきましては、職員人件費、4節賃金につきましては、事務補助員の6カ月分の賃金でございます。7節通信運搬費につきましては、一般電話料及び監視用テレメーターの専用回線料でございます。8節保険料につきましては、自動車、建物、機械設備等に係る保険料でございます。9節委託料につきましては、メーター検針、水質検査、メーター交換業務委託に要したものでございます。12節動力費につきましては、町内6カ所の配水ポンプ場における動力電気代でございます。14節修繕費につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。15節受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比3.8%の増となっております。16節賃借料につきましては、水道料金調定収納システム、企業会計システムなどのシステム借上料でございます。

2目受託工事費につきましては、関係工事に伴う配水管の布設がえに要した費用でございます。

3目総係費につきましては、運営管理に要する事務費で、1節報酬は水道審議会の委員12名分の報酬でございます。5節委託料につきましては、水道庁舎の宿日直の業務委託料、9節賃借料につきましては、石倉ポンプ場の用地借上料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、構築物、車両、機械器具などの固定資産の本年度償却分でございます。

5目につきましては、棚卸資産の損耗費でございます。

6目その他営業費用につきましては、コードカバー、分水サドルなどの在庫部品の購入原価の計上でございます。

2項営業外費用でございます。

1目支払利息につきましては、企業債利息でございます。

2目雑支出につきましては、第三者による施設破損修繕及び消費税となっております。

3項特別損失につきましては、昨年11月の県道大和松島線における漏水事故の修繕に要した費用を臨時損失として計上いたしましたものであります。

次に、206ページの固定資産明細書でございます。

まず、有形固定資産の明細でございますが、資産の種類別に整理いたしておりますが、合計で説明をいたします。

年度当初につきましては、78億7,416万9,755円の資産でございましたが、当年度増加額2億9,366万4,293円、減少額につきましては、売却分と処分等分でございますが、97万874円でございます。年度末現在高は81億6,686万3,174円となっております。

これに対しまして減価償却累計額がございますが、本年度償却額1億5,520万858円、これが累計額で増加しまして、売却資産等に係る減少額92万2,330円を差し引きまして、累計で24億2,122万5,116円となります。これによりまして、年度末償却未済高は57億4,563万8,058円となっております。

次に、無形固定資産の明細でございますが、年度当初額91万3,103円に対しましてダム使用権の当年度償却額3万1,711円の減少により、年度末現在高が88万1,392円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

これより平成19年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。

監査委員三浦春喜君。

代表監査委員 (三浦春喜君)

それでは、各種会計決算審査意見書を出していただきます。

2ページからでございますが、7月7日付にて町長より審査に付されました平成19年度各種会計の決算審査につきまして、審査を執行いたしました。その結果をご報告申し上げます。

審査の対象でございますが、1番目の平成19年度大和町一般会計決算について審査と、2番の国民健康保険勘定から土地取得特別会計決算までの12の特別会計、14の今説明ありました水道事業会計決算と14にわたって審査をいたしましたわけでございます。

審査の期間でございますが、一般会計につきましては、7月7日から8月4日までの17日間、特別会計につきましては、7月8日から8月1日までの6日、基金関係につきましては、7月7日、7月17日の2日間です。財産に関する調書につきまし

ては、7月8日1日、水道事業関係につきましては、6月19日、6月20日の2日間、以上28日間にわたって審査を執行いたしました。

その審査の結果を朗読いたします。

審査に付されました平成19年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されておりました、会計経理は全般的に適正妥当と認めました。

次の3ページにつきましては、朗読を割愛させていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページの歳出の部分も割愛させていただきます、下から3行目から朗読をさせていただきます。

平成19年度会計は、一般会計と12の特別会計で歳入予算総額164億8,341万4,000円、調定額173億5,531万8,000円、収入済額165億1,292万3,000円で、予算対比は100.18%と相なりました。調定対比につきましては、95.15%であり、歳出においては、予算総額164億8,341万4,000円に対し、支出済額161億866万4,000円で、予算現額に対する執行率は97.73%と相なったわけでございます。

なお、一般会計で1億7,067万6,000円、下水道特別会計で3,570万円が繰越明許費として翌年度へ繰り越しされておりますが、不測の事情によるものでやむを得ないものであると認定いたしました。

平成19年度決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定をいたしました。

次の町債現在高から水道事業会計決算までは、事務局より重点的にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

書記次長瀬戸正志君。

議会事務局班長 (瀬戸正志君)

それでは、平成19年度大和町各種会計決算審査意見書を朗読説明いたします。

今、代表が言われましたとおり、町債残高の調書、そこにはございますが、上4行についてはちょっと割愛させていただきます。

本町の公債費比率は、12.3%と、前年度の13.3%に比較して1.0ポイントの減となった。町債残高は、前年度より6億7,892万6,000円の減となったものの、総額で166億4,195万8,000円と多額になっており、後年度の義務的経費の増加を招くので、長期的視点に立った財政見通しの中での運用になお一層留意する必要がある。

それでは、6ページをお開きください。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支を普通会計（一般会計、奨学事業会計、土地取得会計）について見ると、歳入決算総額91億1,344万9,000円、歳出決算総額88億1,512万3,000円となり、歳入は前年度と比較し6,698万8,000円の減、歳出においては1億9,485万2,000円の減となっている。歳入歳出差引額は2億9,832万6,000円となり、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源はゼロであるため、実質収支も2億9,832万6,000円の黒字となった。単年度収支は、1億8,633万4,000円の黒字、実質単年度収支においては、1億9,770万1,000円の赤字となった。

それでは、9ページをお開きください。

財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年の指数の推移は下表のとおりであり、財政力指数が前年度より0.01ポイント上昇し0.634となった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比較し1.1ポイント増加し89.3%となり、年々指数が上昇してきている。財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められる。また、公債費比率は1.0ポイント減の12.3%、地方債許可制限比率は0.6ポイント増の7.8%と上昇しつつあるので、今後も財政運営には十分に留意する必要がある。

それでは、歳入に入ります。

歳入決算の概要を示すと、平成19年度一般会計予算額は90億7,114万2,000円、収入済額91億762万3,000円となり、前年度と比較し収入済額で0.7%の減となっている。

町税は、町民税が前年度と比較すると収入済額で35.9%、3億5,370万4,000円の大幅な増、固定資産税が5.7%、1億410万2,000円の増となり、総額で昨年度より4億6,961万5,000円の増の36億7,917万

2,000円の収入済額となり、構成比においても40.4%と昨年度より5.4ポイント上回った。

町債は、前年度と比較し、収入済額で6,356万6,000円、10.4%減の5億4,773万4,000円となり、収入全体の6%を占めた。

それでは、14ページをお開きください。

歳入状況を見ると、町税で2億4,492万5,000円（前年度2億3,122万9,000円）、分担金及び負担金865万4,000円（前年度759万6,000円）、使用料及び手数料284万1,000円（前年度213万5,000円）、財政収入55万7,000円（前年度46万3,000円）、諸収入295万7,000円（前年度246万6,000円）、国庫支出金1億5,086万5,000円（前年度1億1,002万4,000円）の収入未済額が生じている。この中で、国庫支出金については繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものである。

町税の収入未済額の内訳は、町民税1億429万4,000円、固定資産税1億3,706万7,000円、軽自動車税356万4,000円、総額2億4,492万5,000円となり、前年度と比較し1,369万6,000円の増となっている。

一方、国保税の収入未済額も2,024万7,000円増の3億5,149万6,000円となり、年々増加傾向にある。国保税と合わせると5億9,642万2,000円という多額の収入未済額となるので、徴収に対する努力は認めるが、税の公平負担の原則から徴収率向上のため策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものである。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財政収入及び諸収入の収入未済額についても、税と同様収入確保について特段の努力を望むものである。

町税の不納欠損処分については、前年度と比較し62万9,000円の減となっているものの、その金額は1,931万5,000円という大きな額となっている。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

それでは、20ページをお開きください。

平成19年度一般会計歳出予算額は90億7,114万2,000円、支出済額は88億972万4,000円で、予算に対する執行率は97.12%である。支出済額を前年度と比較すると1億9,456万5,000円の減、不用額については9,074万1,000円が生じている。

以下4行は割愛させていただきます。

繰越明許費は、件数で2件、金額で1億7,067万6,000円となっており、前年度と比較し、金額で1,727万2,000円の増となった。内訳は、総務費8,037万6,000円（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）、土木費9,030万円（地方道路整備臨時交付金事業）となっているが、それぞれやむを得ないものである。

以下3行は割愛させていただきます。

不用額9,074万1,000円については、前年度に比較して594万円の増となった。事業の未執行は見受けられないが、なお、予算の補正措置等に十分考慮すべきである。

続きまして、特別会計に移ります。

それでは、23ページをお開きください。

平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入予算額21億6,626万4,000円、収入済額21億8,445万2,000円（予算対比100.84%）となっており、歳入予算の確保はなされている。

しかし、調定対比については85.48%であり、収入未済額3億5,149万6,000円が発生している。これは、前年度と比較し2,024万7,000円（6.11%）の増となっている。

不納欠損額は、前年度に比較して543万3,000円の増となっており、その金額は1,960万5,000円という大きな額となっている。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

国保税の徴収率は65.41%と減少に歯どめがきかず、前年度に比較しても1.48ポイントの減となっている。この内訳は、現年度分で0.04ポイント減の87.36%、滞納繰越分で1.46ポイント減の14.75%となっている。滞繰分については、昨年度より大きく減少し14%台まで落ち込んでいる。

現年度分については、昨年度とほぼ同程度の徴収率となったが、収入未済額が年々増加しているため、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものである。

歳出については、支出済額21億3,533万8,000円で98.57%の執行率となっている。

被保険者数は、老人を除く5,294人で、前年度と比較し52人、1.0%の減と

なっている。

以下6行は割愛させていただきます。

それでは、26ページをお開きください。

(2)の介護保険事業勘定特別会計において257万円の不納欠損が発生しているものの、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

それでは、34ページをお開きください。

平成19年度の下水道事業特別会計については、歳入予算総額11億9,341万8,000円、調定額11億9,043万7,000円、収入済額11億6,320万3,000円で、予算対比97.5%、調定対比97.7%となった。

収入未済額の2,703万6,000円の内訳は、受益者負担金293万1,000円、下水道使用料625万5,000円、国庫補助金1,785万円となっており、前年度と比較して、受益者負担金で65万2,000円の増、下水道使用料で76万1,000円の増となった。なお、国庫補助金については、繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものである。

不納欠損処分については、19万8,034円となっているが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

水洗化普及状況を見ると、水洗化率83.90%と、前年度対比で0.04%の増にとどまっており、普及についてなお一層の啓発を望むものである。

以下2行は割愛させていただきます。

なお、その他の特別会計についても、歳入歳出ともに議決どおり執行されており、適正と認めております。

それでは、35ページ、大和町水道事業会計に移ります。

上段から6行は割愛させていただきます。

平成19年度の給水状況については、給水人口が2万2,479人で、前年度と比較し308人、1.4%の増、給水戸数で7,982戸で、前年度と比較し213戸、2.7%の増、年間配水量では284万9,260立方メートルと、前年度に比較し3万2,906立方メートル、1.2%の増、年間給水量は234万6,267立方メートルと、前年度に比較し3万1,668立方メートル、1.4%の増となり、有収率は前年度と比較し0.1ポイント増の82.3%となっている。

以下5行は割愛させていただきます。

財政状況については、収益的収支で収入総額8億1,043万7,044円（税

抜き) に対し、支出総額7億9,344万8,422円(税抜き)と、収入支出差引1,698万8,622円が当年度純利益となっている。前年度に比較すると、給水人口・給水戸数・給水収益はわずかながら増加となったものの、給水加入金においては、吉岡南第二土地区画整理組合及び杜の丘の住宅販売増加により、大幅な伸びとなった。これに対し、費用の面では大崎広域水道からの受水費留保水量が平成18年度から段階的に解除され、受水費の増加や、昨年11月に発生した鶴巢落合線配水管漏水事故による特別損失等があったものの、支払利息の減少等により収支においては利益が確保された。

また、資本的収支においては、収入総額6,897万9,950円(税込み)に対し、支出総額2億3,958万3,871円(税込み)で、その差1億7,060万3,921円については、過年度分損益勘定留保資金1億6,027万1,145円、建設改良積立金600万円、消費税資本的収支調整額433万2,776円をもって補てんしている。

まだまだ景気が好転しない状況下で、水需要の伸びに多くを期待できないものの、株式会社東京エレクトロンを初めとする企業の進出による波及効果に期待するとともに、平成19年度から平成22年度にかけて実施される補償金免除繰上償還に係る借換債による支払利息の減少や、施設の維持管理等における縮減を図りながら、引き続き諸経費の節減、合理化を積極的に推進し経営の効率化を図るよう、なお一層の努力を望むものである。

経理については、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、40ページをお開きください。

財産管理についてでございます。

公有財産の管理について、普通財産、行政財産ともに取得、処分、所管替等の都度台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られていた。

以下2行は割愛いたします。

物品調達基金、肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金の運用については、各関係帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時07分 休 憩

午後0時58分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。

監査委員三浦春喜君。

代表監査委員 (三浦春喜君)

1ページをお開き願います。

ことしから初めてでございますが、8月27日付で町長より下記の財政健全化審査意見について下記のとおり審査要請あったわけでございます。それで、朗読をいたします。

平成19年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付されました平成19年度財政健全化判断比率及び公営企業にかかわる資金不足等について審査をいたしましたので、次のとおりご報告申し上げます。

2ページをお開き願います。

平成19年度普通会計健全化審査意見書

審査の概要でございます。

この財政健全化審査は、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査をいたしました。

審査の結果でございますが、総合的な部分でございます。

審査に付されました下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次の個別意見を朗読いたします。

①実質赤字比率について

平成19年度の決算は、黒字となっており、実質赤字比率に該当しない。その黒字の比率は5%で、適正な比率となっております。

②につきまして、連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質赤字比率は、黒字となっており、連結実質赤字比率に該当しない。その黒字の比率は13.84%で、適正な比率となっております。

③につきましては、実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は15.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好な比率である。

④でございますが、将来負担比率について、平成19年度の将来負担比率は20.3%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると下回り、良好な比率である。

(3)の改善事項につきましては、該当がありません。

次、3ページでございますが、水道事業の経営健全化審査意見書でございます。

健全化審査につきましては、町長から提出されました資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かどうかというようなことで審査をいたしました。審査に付されました下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

個別意見でございますが、資金不足比率について平成19年度は4億2,078万2,000円の資金余剰額がありまして、資金不足比率には該当をいたしておりません。資金不足の状況にはなく良好な状態であると認めました。指摘事項はございません。

次、4ページをお開き願います。

平成19年度下水道事業特別会計経営健全化審査でございますが、審査の概要につきましては割愛させていただきます。

総合意見は審査に付されました下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正であるものと認めました。

資金不足の個別意見でございますが、資金不足比率について

平成19年度は1,553万4,000円の資金剰余額があり、資金不足比率には該当をいたしておりません。資金不足の状況にはなく良好な状態であると認めまし

た。指摘事項はありません。

次、5ページでございます。

平成19年度農業集落排水事業特別会計経営健全化の審査でございますが、審査の結果に経営健全化比率20%で、平成19年度の不足比率については、当町では該当になっておりません。

個別意見ですが、資金不足比率について

平成19年度は209万1,000円の資金の余剰額がありまして、資金不足比率に該当しない状態です。資金不足の状況にはなく良好な状態であると認定いたしました。改善事項は該当いたしておりません。

次、6ページをお開き願います。

平成19年度戸別合併処理浄化槽設置事業特別会計経営健全化の審査でございますが、審査の結果でございますが、個別意見で朗読します。

資金不足比率については、平成19年度は50万7,000円の資金余剰額がありまして、資金不足比率には該当しておりません。資金不足の状況にはなく良好な状態であると認定いたしました。改善事項その他については該当がございません。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

監査委員報告についての質疑は決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議 長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任
願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時07分 休 憩

午後1時08分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に堀籠英雄委員、副委員長に中山和広委員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月11日から9月18日
までの8日間、本会議を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月11日から9月18日までの8日間を休会とす
ることに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は9月19日の決算特別委員会終了後とします。

午後1時10分 延 会